

○適法民泊事業者の判別方法

適法民泊は、①事業実施前に「近隣住民へ事業概要等について事前に説明すること」、②事業実施後に「苦情対応等を行う者の氏名及び連絡先の標識を宿泊施設の出入口に掲示すること」が責務となっています。


違法民泊疑い施設に対しては、特に②標識の有無について確認してください。標識がない場合、違法民泊の疑いがありますので、本市違法民泊通報窓口まで連絡をお願いします。

① 事業実施前

民泊を始めるにあたり、周辺住民に対し、戸別訪問又は説明会を行い、不在の住民に対しては必要事項を記載した書類を投函します。住民からの問合せについては、戸別訪問又は説明会開催等の方法により説明を行う必要があります。

② 事業実施後

苦情対応する者の氏名及び連絡先の標識を、施設の出入口等へ掲示することが必要

住宅宿泊事業法（3種類有）	旅館業法（例）	特区民泊（例）																
	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">簡易宿所営業</th> </tr> <tr> <td>施設名称</td> <td>ゲストハウス ス◎▲○○</td> </tr> <tr> <td>苦情窓口 責任者氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>苦情窓口 連絡先</td> <td></td> </tr> </table>	簡易宿所営業		施設名称	ゲストハウス ス◎▲○○	苦情窓口 責任者氏名		苦情窓口 連絡先		<table border="1"> <tr> <th colspan="2">特区民泊</th> </tr> <tr> <td>施設名称</td> <td>○○民泊</td> </tr> <tr> <td>苦情窓口 責任者氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>苦情窓口 連絡先</td> <td></td> </tr> </table>	特区民泊		施設名称	○○民泊	苦情窓口 責任者氏名		苦情窓口 連絡先	
	簡易宿所営業																	
施設名称	ゲストハウス ス◎▲○○																	
苦情窓口 責任者氏名																		
苦情窓口 連絡先																		
特区民泊																		
施設名称	○○民泊																	
苦情窓口 責任者氏名																		
苦情窓口 連絡先																		
	<p>※フロントのある従前から のホテル等は標識設置が 不要です。</p>																	

（参考）

- 大阪観光局において、「適法民泊シール」を作成し、適正に手続きを得た事業者の求めに応じて、シールを配布しています。また、ロゴマークをホームページ等で使用したい場合は、大阪観光局よりデータを送付することで対応しています。（シールの使用は、事業者の任意です。）

適法民泊シール



上記の標識と併せて適法民泊シールを貼付している場合があります。ただし、適法民泊シールのみ確認できた場合は標識掲示義務違反になりますので、お知らせください。

○民泊の相談窓口

(大阪市)

- ・大阪市が、平成 28 年 10 月 31 日に開設した「違法民泊通報窓口」では、窓口への電話連絡（平日 9 時から 17 時半）、メール及び FAX（24 時間受付）で通報を受け付けており、時間外や閉庁日においても、メール及び FAX での通報は可能となっています。

違法民泊通報窓口：大阪市保健所 環境衛生監視課 旅館業指導グループ

電 話 番 号：06-6647-0835

F A X 番 号：06-6647-0733

メールアドレス：ryokan2016@city.osaka.lg.jp

(国のコールセンター)

- ・民泊に対する通報について、
民泊制度コールセンター（0570-041-389）で受付しています。
- ・コールセンターは、平日 9 時から 18 時まで対応しています。
- ・コールセンターに寄せられた苦情は、住宅宿泊事業法に基づき届出がされた施設であれば、コールセンターから住宅宿泊事業者又は住宅宿泊管理者に連絡（対応依頼）があり、事業者が不明な場合等は、大阪市へと引き継がれます。大阪市へ引き継がれた苦情は、大阪市の開庁時間に現場調査等により対応を行います。